

- 消防用設備等 点検・報告
- 防火対象物 点検・報告
- 防災管理 点検・報告
- 防火設備 検査・報告



消防用設備の点検・整備のことならニッタンへ

自動火災報知設備や消火器・スプリンクラー設備などの各種消防用設備は、万一火災が発生した際、確実に機能を発揮させるため、定期的な点検と報告が義務づけられています。

また、設備がきちんと働くだけでなく、避難経路の確認や避難訓練の実施など日常の運用も重要であり、点検と報告が義務づけられています。

ニッタンは機器の点検から点検票の作成までお手伝いいたします。

Firefighting Equipment Inspection

1 消防用設備等の点検報告制度

法規 消防法 点検者 消防設備士・消防設備点検資格者 報告先 消防長・消防署長

消防用設備等が「設備や機器」としてきちんと機能するかを点検し、消防署長等に報告する制度です。



点検

機器点検

消防用設備等の外観や機能を法令の基準に従い点検します。

6ヶ月に1回

総合点検

消防用設備等を作動させ総合的な機能を法令の基準に従い点検します。

1年に1回



整備 (オプション)

点検において発見された不良箇所は速やかに整備をする必要があります。消防設備士にお任せください。



点検票の作成

点検票は点検者が作成します。



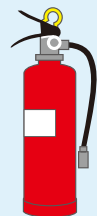
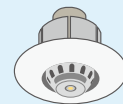
報告

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)の方は、定められた期間毎に消防署長等へ報告してください。

1年
または
3年

消防用設備等の種類

- ・消火器具
- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・水噴霧消火設備
- ・泡消火設備
- ・不活性ガス消火設備
- ・ハロゲン化物消火設備
- ・粉末消火設備
- ・屋外消火栓設備
- ・動力消防ポンプ設備
- ・自動火災報知設備
- ・ガス漏れ火災警報設備
- ・漏電火災警報器
- ・消防機関へ通報する火災報知設備
- ・非常警報器具及び設備
- ・避難器具
- ・誘導灯及び誘導標識
- ・消防用水
- ・排煙設備
- ・連結散水設備
- ・連結送水管(共同住宅用連結送水管)
- ・非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)
- ・無線通信補助設備
- ・非常電源(非常電源専用受電設備)
- ・非常電源(自家発電設備)
- ・非常電源(蓄電池設備)
- ・非常電源(燃料電池設備)
- ・配線
- ・総合操作盤
- ・パッケージ型消火設備
- ・パッケージ型自動消火設備
- ・共同住宅用スプリンクラー設備
- ・共同住宅用自動火災報知設備
- ・住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- ・特定小規模施設用自動火災報知設備
- ・加圧防排煙設備
- ・複合型居住施設用自動火災報知設備
- ・特定駐車場用泡消火設備
- ・共同住宅用スプリンクラー設備
- ・共同住宅用自動火災報知設備
- ・住戸用自動火災報知設備
- ・共同住宅用非常警報設備



避難器具



Fire Prevention Object Inspection & Disaster Prevention Inspection

2 防火対象物定期点検報告制度

法規 消防法 点検者 防火対象物点検資格者
報告先 消防長・消防署長

消防計画や火災の避難訓練などの「管理・運営」がきちんと行われているかを点検し、消防署長等に報告する制度です。



防火対象物点検の準備

防火対象物点検は書類上での確認作業も多く、以下の届出書を事前に準備していただく必要があります。

- ・防火管理者選任(解任)届出書の写し
- ・消防計画作成(変更)届出書の写し
- ・自衛消防組織設置(変更)届出書の写し
- ・統括防火管理者選任(解任)届出書の写し
- ・全体についての消防計画作成(変更)届出書の写し
- ・消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の写し
- ・消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証
- ・その他



防火対象物点検実施

防火対象物点検は原則として、防火管理者立会いのもと行います。

1年に1回



改善方法の助言

点検基準に適合していない場合、防火対象物点検資格者は防火管理者に改善のための助言をします。



点検票の作成

防火管理の改善内容等を含め、防火対象物点検資格者が点検票を作成します。



報告

管理権原者の方は消防署長等に報告してください。

1年

3 防災管理定期点検報告制度

法規 消防法 点検者 防災管理点検資格者
報告先 消防長・消防署長

火災だけではなく、地震や毒性物質事故などの災害に対し、避難訓練や自衛消防隊の組織、運営がきちんと行われているかを点検し、消防署長等に報告する制度です。



防災管理点検の準備

防災管理点検は書類上での確認作業も多く、以下の届出書を事前に準備していただく必要があります。

- ・防災管理者選任(解任)届出書の写し
- ・消防計画作成(変更)届出書の写し
- ・自衛消防組織設置(変更)届出書の写し
- ・統括防火管理者選任(解任)届出書の写し
- ・全体についての消防計画作成(変更)届出書の写し
- ・その他



防災管理点検実施

防災管理点検は原則として、防災管理者立会いのもと行います。

1年に1回



改善方法の助言

点検基準に適合していない場合、防災管理点検資格者は防災管理者に改善のための助言をします。



点検票の作成

防災管理の改善内容等を含め、防災管理点検資格者が点検票を作成します。



報告

管理権原者の方は消防署長等に報告してください。

1年

Safety Mark

安全・安心な建物のあかし

各種点検制度で適切な運用・管理が確認されると、それぞれの制度毎に点検済証が用意され、安全・安心な建物として表示することができます。

防火対象物 定期点検報告制度



防災管理 定期点検報告制度



防火対象物定期点検報告制度 防災管理定期点検報告制度



防火対象物点検および防災管理点検ともに必要な建物には、防火・防災基準点検済証が用意されています。（一方のみの点検済証の表示は認められておりません。）

特例認定

防火優良認定証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証



防火対象物点検および防災管理点検には特例認定制度があります。消防機関により過去3年間の消防法遵守状況を検査し、優良と評価された場合は、優良認定証の表示が認められます。

「防火優良認定証」・「防災優良認定証」・「防火・防災優良認定証」の3種類があります。



Inspection List

資格者による点検・検査一覧

防火対象物の区分		点検の種類及び資格		消防用設備等の点検			防火対象物点検		防災管理点検					
				消防設備士・消防設備点検資格者			防火対象物点検資格者		防災管理点検資格者					
項	特定防火対象物	防火対象物の種類	延べ床面積		点検期間	点検結果・報告期間	収容人員		点検期間・結果報告期間	建物規模(階数・面積条件)	点検期間・結果報告期間			
			消防長等の指定	防火対象物 ㎡以上			特定1階段等※1	機器点検				総合点検	防火対象物 人以上	特定1階段等※1 人以上
(1)	イ	○	劇場、映画館、演芸場、観覧場											
	ロ	○	公会堂、集会場											
(2)	イ	○	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	1000	全て	1年	300	30	1年	○	* 11階以上 →10,000㎡以上 5階以上10階以下 →20,000㎡以上	1年		
	ロ	○	遊技場、ダンスホール											
	ハ	○	性風俗関連特殊営業店舗等											
(3)	イ	○	待合、料理店等											
	ロ	○	飲食店											
(4)		○	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場											
(5)	イ	○	旅館、ホテル、宿泊所等 ※2											
	ロ	○	寄宿舎、下宿、共同住宅	○	1000				3年					
(6)	イ	○	(1)~(4) 病院、診療所、助産所等	1000	全て	1年	300	30	1年	○	* 11階以上 →10,000㎡以上 5階以上10階以下 →20,000㎡以上 4階以下 →50,000㎡以上	1年		
	ロ	○	(1)~(5) 避難困難要介護者・重症者が入所する社会福祉施設等											
	ハ	○	(1)~(5) 介護を要さない方の入所する社会福祉施設等 または要介護者の通所する社会福祉施設等											
	ニ	○	幼稚園、特別支援学校											
(7)		○	小学校、中学校、高等学校、大学等											
(8)		○	図書館、博物館、美術館等			6ヶ月	1年	3年						
(9)	イ	○	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場等	1000	全て				1年	300	30	1年		
	ロ	○	イ以外の公衆浴場											
(10)		○	車両の停車場、船舶・航空機の発着場											
(11)		○	神社、寺院、教会等											
(12)	イ	○	工場、作業場	○	1000				3年					
	ロ	○	映画スタジオ、テレビスタジオ											
(13)	イ	○	自動車庫、駐車場											
	ロ	○	飛行機・回転翼航空機の格納庫											
(14)		○	倉庫											
(15)		○	前各号に該当しない事業場											
(16)	イ	○	複合用途防火対象物(特定防火対象物の用途が存在)	1000	全て				1年	300	※3	1年	対象用途のある最上階及び床面積の合計で算定	1年
	ロ	○	イ以外の複合防火対象物	○	1000				3年					
(16)の2		○	地下街	1000					1年	300	※3	1年	1000㎡以上	
(16)の3		○	準地下街											
(17)		○	重要文化財	○	1000				3年				*と同じ	1年

※1 特定1階段等防火対象物: 特定部分が地階又は3階以上にあり、地上に直通する屋内階段が1以下の建物。
 ※2 (5) 項イで収容人数が30人以上、地階を除く階数が3階以上の場合は防火対象物適合表示制度(適マーク制度)の対象となる。
 ※3 (6) 項ロで収容人員10人以上、その他の用途の場合収容人員30人以上

防火設備の検査・整備もニッタンへ

建築基準法の施行（2016年6月）により、防火シャッターや耐火クロススクリーン・防火扉などの防火設備においても、定期的な検査と報告が義務づけられました。ニッタンは消防用設備に加え、防火設備においても検査・整備まで幅広くお手伝いいたします。

Periodic Inspection Report on Fire Prevention Facilities

防火設備検査制度

法規 建築基準法 検査者 防火設備検査員、一級・二級建築士 報告先 特定行政庁

防火設備が機能するかを検査し、特定行政庁に報告する制度です。



検査

防火シャッターや防火扉の機構部分を検査し、感知器と連動させて防火区画形成を確認します。

1年に1回



整備 (オプション)

検査において発見された不良箇所は速やかに整備をする必要があります。



検査結果の報告

検査結果を所有者（または管理者）の方へ報告します。



報告

防火設備の所有者（または管理者）の方は、定められた期間毎に特定行政庁へ報告してください。

1年

防火設備検査対象設備



Buildings Subject to Periodic Reporting on Fire Prevention Facilities

防火設備検査対象建築物

対象用途は下記の他、特定行政庁が追加することがあります。

対象用途(国が指定するもの)	用途の位置・規模(いずれかに該当するもの) 該当用途部分が床面積100㎡以下、避難階のみにあるものは対象外
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設(下表)	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にあるもの ※病院、有床診療所は2階部分に患者の収容施設があるものに限る。
学校、体育館(学校に附属するもの)	国は指定しない
体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に属するものは除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が2,000㎡以上のもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が500㎡以上のもの ③床面積の合計が3,000㎡以上のもの ④地階にあるもの

就寝用福祉施設 (該当する用途部分の床面積合計200㎡以上)	備考
サービス付高齢者向け住宅	「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当
認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	「寄宿舍」に該当
助産施設、乳児院、障害児入所施設	
助産所	
盲導犬訓練施設	
救護施設、更生施設	
老人短期入所施設	
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所	「老人短期入所施設」に該当
老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る)	「老人短期入所施設に類するもの」に該当
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	
母子保健施設	
障害児支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る)	

消防用設備等のメンテナンスは、ニッタンにおまかせください！



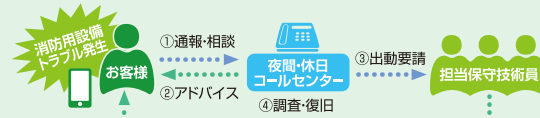
技術力を活かした メーカー点検

ニッタンは【研究開発】→【製造】→【施工】→【保守】と、一貫して消防用設備に携わっており、そこで培った技術力とノウハウをメンテナンスに最大限に活かしています。



24時間×365日対応の バックアップ体制

ご契約いただいているお客様に1日24時間×365日ご安心いただけますように、専用の「夜間・休日コールセンター」を設置しております。



迅速な修理対応

消防用設備にトラブルが発生した場合は速やかに修理をご提案いたします。また、「休日部品センター」に主要な部品をストックし、休日でも配送手配が可能な体制を整えております。



全国対応が可能

全国に広がるネットワークを活用し、全国展開企業様へ一元したサービスと管理を提供いたします。



安全にお使いいただくために

ご使用前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

お問い合わせはこちらまで

本資料の内容は製品改良などのために変更することがありますのでご了承ください。このカタログの内容は2026年4月現在のものです。



2026.04.EMA



ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03-5333-8601(代表)



<https://www.nittan.com/>